

テーマ2 こども家庭センターの設置促進について

令和4年の児童福祉法改正により、令和6年4月から市町は子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の組織を一体化した相談機関「こども家庭センター」の設置が努力義務となった。

市町は、こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談対応、支援を要する子どもや妊産婦等に対するサポートプランの作成やマネジメント等を担っていくこととなる。

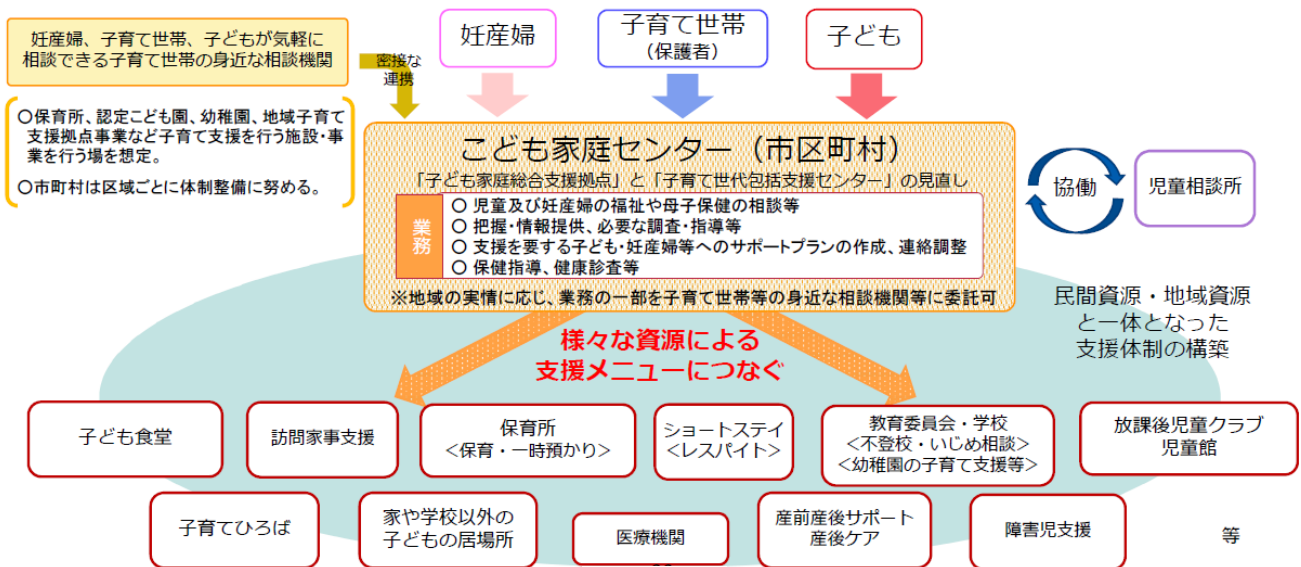


県では、こども家庭センターの全市町への設置を促進していくこととしているが、子育て世帯が身近な場所で相談支援を受けられる体制の整備を進めていくために、今後どのような取組が必要と考えられるか。

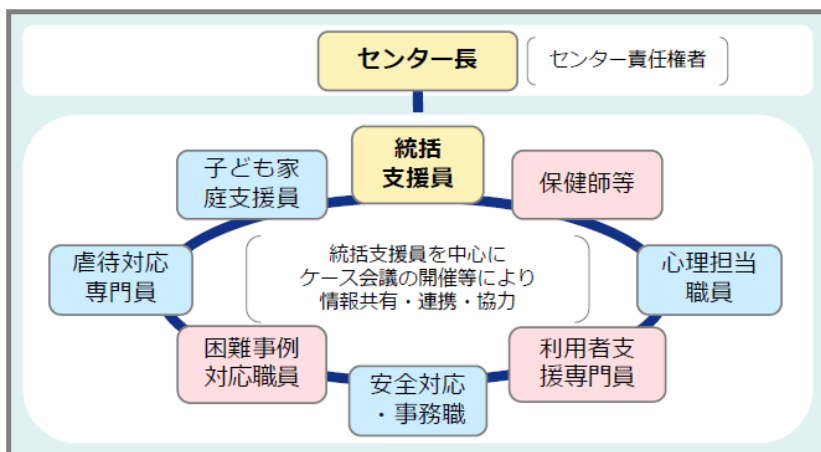
■こども家庭センターについて

市町において、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直して設置する包括的な相談支援機関

[こども家庭センターの設置イメージ]



[こども家庭センターの組織体制のイメージ]



■市町における子育て家庭への支援の充実について

児童福祉法の改正により、地域子ども・子育て支援事業の充実が図られ、市町は事業の計画的整備と、特に支援が必要な者に対する利用勧奨・措置を実施することとなる。

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・クレープワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

拡充

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

■県内市町における設置状況について

令和4年4月時点で県内全市町が「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を設置済みであり、組織や設置場所の統合を更に促進していく必要がある。

市町名	組織			設置場所
	統合	子ども家庭総合支援拠点担当課	子育て世代包括支援センター担当課	
下関市		こども家庭支援課	健康推進課	同一建物
宇部市	○	こども支援課	同左	同一建物
山口市	○	子育て保健課	同左	同一建物
萩市		子育て支援課	健康増進課	同一建物
防府市		子育て支援課	健康増進課	別建物
下松市		子育て支援課	健康増進課	別建物
岩国市		こども支援課	健康推進課	同一建物
光市	○	子ども家庭課	同左	同一建物
長門市		子育て支援課	健康増進課	別建物
柳井市		こどもサポート課	健康増進課	別建物
美祢市		子育て支援課	健康増進課	別建物
周南市	○	あんしん子育て室	同左	同一建物
山陽小野田市		子育て支援課	健康増進課	同一建物
周防大島町		福祉課	健康増進課	別建物
和木町	○	保健福祉課	同左	同一建物
上関町	○	保健福祉課	同左	同一建物
田布施町		町民福祉課	健康保険課	別建物
平生町		町民福祉課	健康保険課	別建物
阿武町	○	健康福祉課	同左	同一建物